三十九　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第十五条

四十　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二十六条及び第二十七条第一項

（農村負債整理組合法の一部改正）

第二百七十六条　農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「懲役若ハ禁錮又ハ千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改め、同条第二項中「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に改める。

（農業動産信用法の一部改正）

第二百七十七条　農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「懲役又ハ千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改め、同条ただし書中「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に改める。

第十九条第一項中「懲役又ハ千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改め、同条第二項中「前項ノ行為」を「同項ノ行為」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第二百七十八条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の四第一項第四号及び第九十二条の六第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に改める。

第九十九条の二から第九十九条の九までの規定及び第九十九条の十一から第百条の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（競馬法の一部改正）

第二百七十九条　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二十一第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「たかめ」を「高め、」に改める。

第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条の二及び第三十二条の四第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条の五から第三十二条の七までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二百八十条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の四第一項第四号及び第百十八条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十八条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に改める。

第百二十八条の二から第百二十九条の三までの規定、第百二十九条の五から第百二十九条の七までの規定及び第百三十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（獣医師法の一部改正）

第二百八十一条　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第二百八十二条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条及び第百三十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十条第一項中「本条」を「この条」に、「賄ろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「うけて」を「受けて」に、「賄ろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「賄ろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄ろ」を「賄賂」に改める。

第百四十一条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（家畜商法の一部改正）

第二百八十三条　家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十二条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「基いて」を「基づいて」に改める。

第十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（漁業法の一部改正）

第二百八十四条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第百十九条第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百三十八条第四項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八十九条から第百九十一条までの規定、第百九十三条及び第百九十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（森林病害虫等防除法の一部改正）

第二百八十五条　森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第二百八十六条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「の各号」を削る。

第五十六条及び第五十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（家畜伝染病予防法の一部改正）

第二百八十七条　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の六第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十三条から第六十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（森林法の一部改正）

第二百八十八条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第百九十七条及び第百九十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「牙保（が）」を「牙保」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百十一条中「懲役刑」を「拘禁刑」に改める。